

公布された規則のあらまし

建築基準法施行細則の一部を改正する規則（規則第 33 号）

- 1 建築基準法が改正され、安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物等を定期報告の対象としたことに伴い、定期報告の対象として知事が指定する建築物等及び定期報告の時期について所要の改正を行うこととした。（第 6 条及び第 7 条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成 28 年 6 月 1 日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。